

令和7年度

岩沼市水道事業会計補正予算

(第 1 号)

令和7年度岩沼市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和7年度岩沼市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度岩沼市水道事業会計予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ
第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道メーター検針業務	令和7年度から 令和9年度まで	53,500千円